

今後のメディア制度の課題(中間報告)概要

メディアをめぐる環境変化

1. ネットワークのデジタル化・ブロードバンド化の進展
(ケーブル・インターネット、ADSLの普及、FTTHの整備、放送のデジタル化 等)
2. コンテンツの重要性の高まり(需給両面)
(個人のニーズの多様化・個性化、コンテンツの多角的利用、不正コピー問題等)
3. 端末機器の進化
(通信サービスと放送サービスの双方を利用できる端末の普及 等)
4. プラットフォーム機能への期待
(利用者とコンテンツをつなぐ、新たなビジネスモデル構築の必要性 等)

環境変化への対応の方向性

1. メディア制度変更のニーズ

伝送路の共用化、通信・放送の複
合的サービス、新ビジネスモデルの開発

従来の規制では新たなサービス、事業
の芽、発展を阻害するおそれ。環境
変化に対応できる仕組みが必要。
(グランドデザインの下)

2. 今後のメディア制度の3原則

原則1：利用者満足度の尊重

コンテンツや伝送路、サービスに関する多様な選択肢の
保証とその提供に相応しい環境の整備が重要(事業者の
創意工夫が可能)

原則2：新しい競争への対応

新市場の創造の競争に向け、コンテンツ、プラットフォーム、
インフラ等を事業者が自己責任で自由に組み合わせることを
可能にすべき

原則3：メディア産業の活性化

事業者の経営基盤強化、民間活力の発揮に向け、自由で
公正な競争の環境整備、一般の電子メディアについてはコ
ンテンツの原則自由化(刑法等の一般法によるチェック)

メディアに関する基本的枠組み

1. 情報伝送設備、コンテンツの 自由な組み合わせの実現

- (1)制度的にはハード(設備)・ソフト(コンテンツ)を
原則分離の方向へ
- (2)通信と放送に二分された現行制度を見直し、
情報伝送については両者共通の制度的枠組み
を整備
- (3)新メディア発展のため、公正競争条件の整備
による自由な事業展開

2. コンテンツに関する民間の自律性の尊重

- (1)事業者の自己規律強化、社会的責任を遂行
(一般的電子メディアには従来の放送的なコンテ
ンツ規制は行わず、有料スクランブルは通信扱い等)
- (2)基幹放送(地上放送)に限り 必要最小限
のコンテンツ規制
- (3)社会的監視 評価と利用者の自己防衛手段
の提供(苦情処理の仕組み充実 等)

3. 基幹放送たる地上放送の制度改革

- (1)マスメディア集中排除原則(2局以上の支配 保有の禁
止)につき、事業者の創意工夫の観点から見直し
- (2)県単位の地域免許制度は、経営基盤の強化等の観点
から見直し
- (3)「あまなく受信」に向けては、放送事業者の経営努力と、
それを越えるサービスについて公共政策による支援
- (4)外資規制(20%上限)は、経営への実質的影響力の観点
から見直し
- (5)ハード・ソフト一致原則は、利用者利益等に照らし検討

4. 公共放送のあり方

- (1)受信料制度等の特性をふまえた説明責任の遂行。会
計分離または分離子会社方式の導入等民間との公正
競争条件の整備。連結財務諸表、子会社 関係会社等
との取引状況等の開示が必要。
- (2)国民の財産であるNHKコンテンツの有効・公平利用、
利用ルールを広く国民へ明示等
- (3)NHKのあり方について国民的に議論する場を設けるべき

周波数の有効活用促進

- (1)デジタル技術等により周波数の多角的利用が可能。多彩なサ
ービス提供を促すため、一定の条件のもとに割当て済み周波
数の利用形態の柔軟化(通信・放送双方可能な免許方式の導入、
放送の種類に囚われない免許方式の導入等)
- (2)最新無線端末の迅速な市場投入のため、欧米と同様、技術基準
適合へのメーカーによる自己宣言方式を導入

コンテンツ提供等の円滑化

- (1)コンテンツ製作者等に対する公正性の確保(コンテンツの取引に関
する透明性の向上等)
- (2)コンテンツの流通市場の形成
不正コピー対策(暗号技術、電子透かし技術、ID付与等)
放送番組のブロードバンドでの利用等、著作権の権利処理の迅速
化のため、(a)著作物の分野毎の窓口整備、(b)権利者団体と利用者
団体間での権利処理ルール(団体協約、使用料規定)の構築
省庁横断的に官民共同で具体策を協議する場の設置
官民による海外での海賊版対策の推進(外国との協議、対外支援等)
- (3)コンテンツ創造力の強化に向けた高校・大学等におけるコンテンツ
教育の充実、適正な対価が支払われるルールの整備 等